

10月1日は浄化槽の日

合併処理浄化槽は、正しい使い方と適正な維持管理をすれば、下水道と同程度の汚水処理能力があります。しかし、点検や清掃を怠ると、汚物が側溝に流れ出たり悪臭が発生して隣近所に迷惑をかけたります。

いま一度、ご自宅の浄化槽を点検しましょう。また、補助制度を利用して浄化槽を設置し、みんなで美しい水環境を守りましょう。

補助金制度を利用して、合併処理浄化槽を設置しましょう

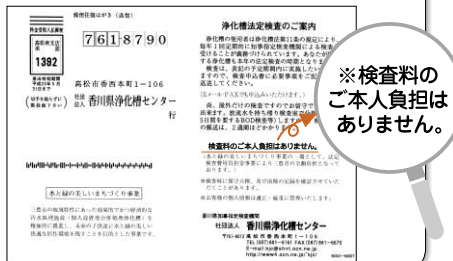
専用住宅に合併処理浄化槽を新たに設置する場合、補助金を**10万円増額**しています。

専用住宅の単独処理浄化槽の撤去費用を**上限20万円まで補助**しています。

撤去費用が20万円に満たない場合は、実際にかかった費用の千円未満を切り捨てた額を補助します。

法定検査費用が無料です

年1回義務付けられている合併処理浄化槽の法定検査の費用を市が**全額負担**しています。(社)香川県浄化槽センターから送付される**法定検査受験案内**の往復はがきを返信して受験してください。



※検査料のご本人負担はありません。

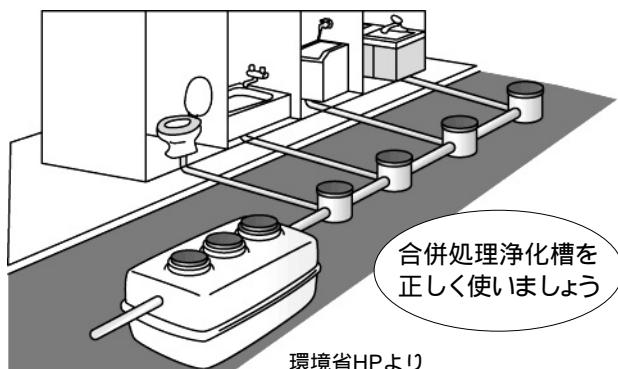
今年度の補助金申請締め切りは11月30日です。申請はお早めに！

平成23年度までの期限付き事業
販売および賃貸目的の専用住宅は対象外

集落排水施設の使用人員変更届を提出しましょう

集落排水施設の使用料は、基本使用料と世帯人数によって決まります。世帯人数に変更があった場合は使用人員変更届を提出しましょう(変更届には印鑑が必要です)。

集落排水施設は、上高瀬第一地区(高瀬町)、大見地区(三野町)、瀧満・大浜・上新田地区(詫間町)、北草木地区(仁尾町)です。



環境省HPより

問い合わせ 水処理課 72-5667

市営墓地の使用者を募集します

市営墓地の墓所使用者の公募を行います。墓所の使用を希望される人は、墓所使用許可申請書に必要書類を添えてお申し込みください。

- 公募期間** 10月5日(月)～19日(月) 土・日曜、祝日は除く
- 受付場所** 環境衛生課または各支所市民サービス課
- 区画** 久保谷霊園(三野町大見甲7106番地1) 6区画 1区画4.25㎡
詫間中央霊園(詫間町詫間7053番地1) 19区画 18区画3.00㎡、1区画7.18㎡
- 永代使用料** 久保谷霊園 300,000円
詫間中央霊園 402,000円(3.00㎡)、682,060円(7.18㎡)
- 申し込み資格** 市内に本籍がある人または市内に1年以上住所がある人
- 選考方法** 希望区画が競合したときは抽選



個人の土地(宅地・田んぼの一画など)に墓所を設けることはできません

申請書は環境衛生課または各支所市民サービス課にあります。
必要書類や墓所の位置等、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 環境衛生課 73-3007

10月から、市県民税の年金天引きがはじまります

5月および6月の広報みとよでお知らせしたとおり、市県民税の公的年金からの特別徴収制度(年金天引き)がはじまります。天引き額等については、6月に届いている納税通知書の3枚目に税額明細書がありますので、ご確認ください。

【記載例】平成21年度 香川県三豊市 市民税・県民税 税額明細書

| 納期(月) | 給与特別徴収税額(円) | 年金特別徴収税額(円) | 普通徴収税額(円) | 特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称 |
|----------|-------------|-------------|-----------|------------------------|
| 平成21年 4月 | | | | 高齢基礎年金 |
| 5月 | | | 13,000 | 社会保険庁 |
| 6月 | | | | |
| 7月 | | | 12,000 | |
| 8月 | | | | |
| 9月 | | | | |
| 10月 | | 8,400 | | |
| 11月 | | 8,300 | | |
| 12月 | | 8,300 | | |
| 平成22年 1月 | | 8,300 | | |
| 2月 | | 8,300 | | |
| 3月 | | 8,300 | | |
| 4月 | | 8,300 | | |
| 5月 | | 8,300 | | |
| 6月 | | 8,300 | | |
| 7月 | | 8,300 | | |
| 8月 | | 8,300 | | |
| 合計 | | 25,000 | 25,000 | |

二重線内に記載された金額が年金天引き対象額です。平成22年4月分以降の額は、平成22年度市県民税の仮徴収額です(2月天引き分と同額ずつ引き落とされます)。

問い合わせ 税務課 73-3006

10月から、「プラスチック製容器包装」と「紙製容器包装」の収集回数と収集日が変わります！

| 《収集回数の変更》 | 平成21年 9月まで | 平成21年10月から |
|-----------------|------------|-------------------|
| プラスチック製容器包装 | 月2回 | 月3回 (第1・2・4週目) |
| 紙製容器包装 | 月2回 | 月1回 (第3週目) |

収集曜日は各地区によって異なりますので、各戸に配布されるチラシ等でご確認ください。財田地区は、他の品目の収集曜日に変更になります。

問い合わせ 環境衛生課 73-3007 または各支所市民サービス課



10月19日(月)～25日(日)は、秋の行政相談週間です

保険や年金、道路、社会福祉など国の仕事について、苦情や意見・要望をお持ちの人はいませんか。総務大臣から委嘱された行政相談委員が、皆さんからの苦情などをお聞きし、解決の促進や、行政運営の改善を図っています。相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。(今月の行政相談は35ページをご覧ください)

行政苦情110番 ☎ 0570-090110

または、四国行政評価支局行政相談課 087-831-3103

問い合わせ 総務課 73-3000

行政相談委員 (敬称略)

| | |
|-----------|-------|
| 高瀬町(平池) | 池田 耕二 |
| 山本町(西上) | 森川 元一 |
| 三野町(北村) | 森 登 |
| 豊中町(南) | 十鳥 茂義 |
| 詫間町(塩生) | 若宮 晴芳 |
| 仁尾町(古江上) | 塩田 富雄 |
| 財田町(久保の下) | 神山 正 |